

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和4年12月19日～令和5年1月25日

応募件数：3件

3名の方から延べ6件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
2件	0件	2件	1件	1件	6件

【文章修正等】…本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】…既に記述済みのもの。

【検討】…計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】…反映が困難なもの。

【その他】…質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	持参	市内に住 所がある 人 市内に勤 務する人 市に対し て納税義 務がある 人、また は寄付を 行う人	<p>○1 ページ 「1 弘前市都市計画道路見直し方針（案）作成の目的」について</p> <p>下段において、「弘前市では未整備路線及び未整備箇所がある路線について、今後の方向性（継続、廃止、変更）を路線ごとに検討するため」とあるが、従来決定した路線について、<u>継続、廃止、変更</u>ばかりを検討するのではなく、現状の都市計画道路や一般の道路の利用状況、それに伴う市街地での道路の込み具合からなども参考にすると、新たな都市計画道路の建設も必要となると考えられることから、新たな路線の整備についても検討していただきたく、その旨についても記載していただきたい。</p>	<p>・当市の都市計画道路は、当初決定してから約60年が経過しており、人口減少が加速度的に進行し、社会・経済・産業構造が変化していることから、都市計画決定当初の位置付けと現状が見合わない路線が存在しております。</p> <p>また、歴史的・文化的資源を保全し弘前らしい街並みを残していくことも重要であることから、今回の見直し（案）につきましては、現在決定している路線について、継続・廃止・変更の3つの方針について検討し作成したものです。</p> <p>・新規路線の整備につきましては、当市における社会経済の情勢を的確に把握し、時代や状況に即した都市計画道路のあり方を検討してまいります。</p>

			<p>○5ページ「弘前市都市計画道路整備状況図」</p> <p>14ページ「弘前市都市計画道路見直し方針(案)」について</p> <p>上記で述べた新たな路線の整備については、市街地での道路の込み具合、利用状況を踏まえ、下記道路を、新たに都市計画道路として整備することを検討していただきたい。</p> <p>具体的には、以前都市計画道路として整備する予定のものが廃止された道路で、都市計画道路3・3・3号線の延長と、都市計画道路3・4・32号線の延長した道路を、改めて都市計画道路として、新たに整備してもらいたい。</p> <p>現在、国道7号線の東側地区、いわゆる第5城東地区には、多くの商業・飲食・サービス施設、並びに住宅が張り付き、平日の朝夕、休日の日中は大変道路が込み、住宅街から幹線道路に入られないなど、移動に支障を来している状況である。</p> <p>一番混雑するのが、国道7号線と地区内の幹線道路が合う交差点であり、都市計画道路3・4・</p>	<p>・平成22年度に実施した前回見直しにおいては、3・3・3号下白銀町福村線と3・4・32号境関福村線の未整備区間を廃止した理由は、「路線ごとの必要性、代替性、実現性を検証し、周辺道路を含めた交通解析を行っており、解析の結果、当該2路線の未整備区間を廃止した場合、周辺の交通状況は、現況及び将来とも混雑しない状態が保たれていること、また、国道に接続する地区内の幹線道路の混雑は、沿道に集積している商業施設への自動車が、休日等、限られた時間帯に集中することから発生しているものであり、交通計画を策定する際の基準となる日交通量を基にした交通解析では、通常は混雑しない状況であるとの結果が出ている」ことから、当該2路線の未整備区間を廃止しております。</p> <p>・また、今回の見直しにおいても、周辺道路を含めた交通解析を行っており、解析の結果、前回見直し時同様、第5城東地区においては、現行計画において、周辺の交通状況は、現況及び将来とも混雑度※が1.25を超える箇所は見受けられない</p>
--	--	--	---	--

		<p>33号線、平川市から来る車両、国道102号線、黒石市から来る車両が、都市計画道路3・4・30号線、3・4・31号線に入ってきて、大渋滞を起こす原因となっている。</p> <p>このようなことから、第5城東地区から国道7号線に抜ける幹線道路の整備は、喫緊の課題であり、早期に整備するべきと考える。</p> <p>以前、この道路の廃止については、地区の道路の混雑状況を踏まえ、廃止の決定をしないように求めたが、その際、意見は取り上げられなかった。</p> <p>改めて、現在の地区における交通の状況を踏まえ、新たな都市計画道路の整備についても検討していただきたい。</p>	<p>ことから、前回廃止した路線を再度決定することの必要性は低いものと考えております。</p> <p>・なお、第5城東地区における限られた時間帯に集中する混雑については、状況に応じて交差点改良工事など、様々な手法により混雑の緩和を図っていきたいと考えております。</p> <p>※混雑度とは、道路の混雑の程度をある区間について、平均的に示す指標である。</p> <p>混雑度の目安</p> <p>1.00 以下：道路が混雑することなく、円滑に走行できる</p> <p>1.00～1.25：道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は低い。</p> <p>1.25～1.50：ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が増加する可能性が高い。</p> <p>1.75 以上：慢性的な混雑状態のこと。</p>
--	--	---	---

2	Eメール	<p>市内に住 所がある 人</p> <p>市内に事 務所棟を 有する人 または団 体等</p> <p>市内に勤 務する人</p> <p>市に対し て納税義 務がある 人、また は寄付を 行う人</p>	<p>○14ページ 路線ごとの個別方針（変更路線）</p> <p>⑧3・4・4元寺町小沢線</p> <p>元寺町小沢線の新寺町通りですが、冬、雪が積もると大変車道幅が狭くなります。</p> <p>弘前高校への送迎の車、木の実幼稚園、みどり幼稚園の送迎の車での混雑に加え、金属団地からの大型トラックなどの往来もあり、行き違いが出来ず渋滞が多発します。</p> <p>寺側（歩道側）への寄せ雪が原因だと思いますが、山になった寄せ雪は寺塀や寺建物で日差しが当たることが少なく自然に溶けることはありません。加えて、寺側の逆側にお住まいの方が寺側に寄せ雪していることもあり、すぐに道幅が狭くなってしまい播鉢状にもなってしまいます。片側の寄せ雪だけでも排雪する場所があれば、多少の緩和は見込めると思うのですが、寺側反対側に消流雪溝等の整備は難しいでしょうか。景観維持と実際の道路状況円滑化の両立を望みます。</p>	<p>・市としましても歴史的建造物や弘前らしい街並みを保全していくことは重要であると考えております。</p> <p>・3・4・4号元寺町小沢線については、交通量の減少と歴史的建造物などの保全を勘案し、弘前らしい街並みの景観が損なわれないよう都市計画道路の線形や幅員を変更するものです。</p> <p>・また、当該路線を整備した際には、現道の幅員である10mから計画幅員16mとなり、車でのすれ違いが容易となることや両側へ歩道を設置いたします。</p> <p>・なお、ご意見のありました消流雪溝の整備については、当該箇所を含む寺沢川以南に消流雪溝を設置する整備計画はなく、新たに計画を策定する予定もないとのことから、消流雪溝等の整備は難しいものと考えますが、道路の除排雪作業につきましては、道路管理者と協議し善処してまいります。</p>
---	------	---	---	---

3	郵送	市内に住 所がある 人	<p>① 3・3・1号藤崎山下線（国道7号）について 当該路線の幅員変更については、本方針（案）に利害関係を有する地権者・周辺住民等のほか、弘前市に隣接し弘前広域都市計画区域を構成する大鰐町や、弘前広域都市計画区域マスタープランの策定主体である青森県、直轄国道の管理者である国土交通省と十分な協議を経たうえで、慎重に判断すべきである。</p> <p>② 3・4・6号山道町樋の口町線について 中央弘前駅前広場部分が 1,800 m²で暫定整備中であるのに、図面上に表記が全くない。 (JR弘前駅の駅前広場は、整備済できちんと表記されている)</p>	<p>①について ・本方針（案）の作成にあたり、関係機関と協議したうえで判断してまいります。</p> <p>②について ・中央弘前駅前広場については、都市計画道路と中央弘前駅前に挟まれた空間を、交通結節機能を持たせた駅前広場として1,800 m²の広さで整備し供用開始しておりますが、都市計画決定での面積3,100 m²による駅前広場は未整備であるため、図面上に表記しておりませんでした。ご指摘のとおり、本方針策定時には、中央弘前駅前広場について分かるよう表記いたします。</p>
---	----	-------------------	---	--

		<p>③ 3・5・5号栄町向外瀬線について</p> <p>起点の位置が誤っている。</p> <p>また、本方針（案）では富士見橋交差点に五差路を作ることになり、道路構造令に反する。</p>	<p>③-1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、当該路線の起点位置が誤っていたため、本方針策定時に修正いたします。 <p>③-2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおり、本方針（案）どおりに都市計画道路を整備する場合、富士見橋交差点が五差路となりますが、3・3・8号紺屋町和徳町線の事業化の際には、周辺道路の交通量を調査し、交通管理者と協議の上、円滑な交差点形状となるようよう検討してまいります。
--	--	--	---